

令和2年度事務事業評価 とりまとめ一覧表

資料1-2

No	事業名	所属	事業概要	一次評価	課題	今後の取組	二次評価(案)	評価内容
01	本会議等会議録の整備・公開と「市議会だより」の編集・発行	議会事務局	議会定例会（臨時会）で行われる本会議、各委員会の会議録を整備し、会議ごとに公開する。 また、「やす市議会だより」を編集・発行し、市民に配布する。	継続	「やす市議会だより」を市民の方が手に取って関心をもって読んでいただけるように、掲載内容の充実について議会だより編集委員会において検討する。	議決事項など「市議会だより」の役割を果たしつつ、恒常化しつつある記事については変更し、連載記事を企画するなどして、民主主義について考えたり、議会の仕組みについてお知らせしたり、情報発信する新しいコンテンツを検討する。	継続	市議会だより編集委員会において、市民目線に立脚した紙面構成及び企画について検討されたい。
02	監査委員が行う監査等の補助的業務	監査委員事務局	監査委員が法令等に基づき行う、財務審査、行政監査、財政援助団体等審査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び住民監査請求に基づく監査の補助的業務	継続	監査等の実行性を更に確保していくことと、内部統制の支援をしていくこと。	今後も法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な監査等実施の確保及び住民の福祉の増進に寄与出来るよう監査委員の補助をしていく。	継続	
03	姉妹都市交流事業	企画調整課	姉妹都市である米国ミシガン州クリントンタウンシップと交流使節団を相互に受入・派遣し、市民の多文化理解の促進や国際的視野の醸成を図る。	改善	参加者の費用負担が大きく、費用に対するメリットが明確でないため参加希望者が少ない。	多文化理解の促進等の本来の目的を踏まえつつ、対象者の年代を限定する等の手法により、参加者のメリットを明確に打ち出し、参加者の増加を図る。	改善	参加者がメリットを感じられる手法に見直しを行うこと。
04	予算編成手続き公開の実施	財政課	本年度当初予算編成過程において、主要段階での中間決定の結果を市のホームページ及び情報公開コーナー等で公開するとともに、市民の意見や提案をいただくことにより、予算編成の透明性や公正性を確保しつつ、市民の声を反映した市民参加による予算編成とする。	継続	当初予算の編成過程において、市民の意見を聴取できる仕組み（市民懇談会の開催）は定着できたが、参加人数が少ない。	参加者の増加を図るため、市民が関心のある内容を盛り込むとともに、様々な機会を通じて周知していく。	改善	実施手法や周知の方法を見直し、参加者の増加を図ること。
05	広報発行事業	広報秘書課	市政情報の発信手段の1つとして、広報紙を毎月1回発行することにより市民との情報共有を図る。	継続	タイムリーな情報発信としてホームページにより発信を行っているが、更に広く市民へ市政情報を発信する必要がある。	広報紙、ホームページの他にLINEなどの多様な情報発信手段を検討する。	継続	SNS等の多様な発信手段の導入効果等について検証を行うこと。
06	庁舎等維持管理事務	総務課	庁舎の適正な維持管理を行うことにより、庁舎を利用するすべての人が、安心・安全な環境のもと、最適に市の庁舎等を利用できるようにする。	継続	庁舎の老朽化に伴い維持経費が増加している。	現行の管理手法を継続しつつ、適正な維持管理に努める。	改善	長期的な視野に立って、維持管理費が低減できる手法について比較検討を行うこと。
07	政策形成職員研修の実施	人事課	職員自らが成長していく姿勢をすべての職員が持つための意識改革の促進を目的に、職員の自己啓発を促し、常に自己研鑽を図る職員となるよう、職場環境を改善し、研修及び人事制度を確立する。	継続	多様化する市民ニーズに対応するため、施策立案できる能力を持った職員の育成が必要。	職員の能力向上や意欲ある職員を育成するため、引き続き、政策形成研修の機会を設けていく。また、職員に対して「野洲市職員提案規程」の周知をおこない、市の行政事務や行政施策に関する改善を図るとともに、職員の意識改革につなげる。	改善	職員が能力を發揮できる環境や制度を整備すること。
08	固定資産税の適正賦課	税務課	行政運営の財源を確保するために、市内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）を的確に把握し、地方税法及び野洲市税条例の規定に基づき、適正な課税を行う。	継続	人件費単価の増額により固定資産評価替調査業務委託費が増加傾向にあるため、費用対効果を見据えた業務内容の見直し、効率化を行う必要がある。	業務の更なる効率化を図るため、以下の業務改善に向けた検討を行う。 ・プロポーザル方式の採用による効率的な業務手法の導入検討 ・登記済通知データのコンバートによる異動入力支援システムの導入検討 ・航空写真撮影の近隣他市との共同化に向けた検討	改善	効率性の向上を図るため、新たな手法の導入を検討すること。
09	納税推進事業	納税推進課	法令に則り、公平公正かつ効率的な市税の徴収を行う。	継続	完納に至るまでの納付管理の徹底。 資産調査や納税相談により、要支援者と悪質滞納者を見極め、それぞれに適切な対応を行うことで納期内納税者を増やす。	滞納整理台帳及び分納計画の管理を徹底し、滞納への早期対応に努める。 実践の積み重ねと情報共有により、徴税吏員のスキルアップに努める。	継続	
10	地区別懇談会実施体制の確立および周知	人権施策推進課	自治会に人権教育推進員を選出していただき、その方を中心に人権学習の場である地区別懇談会を地区別懇談会推進員（行政）と連携し、計画立案、開催して一人ひとりの人権が大切にされるまちづくりにつなげる。	継続	地区別懇談会は、ほとんどの自治会が自主的に運営されているため、自治会により推進員の関わり方に差がある。	地区別懇談会は、R3年度に市の地区別懇談会推進員体制を廃止し、人権施策推進課で支援する体制に変更し、自治会の自主的な運営とする予定である。	継続	
11	市民交流センター管理運営事業	市民交流センター	地域福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及びあらゆる人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。 また、市民交流の拠点として乳幼児、小学生の「こどもの居場所」としても活用するとともに各種自主サークルの活動を通して人権課題の解決に向けた取組を行う。	継続	こどものひろばやサークル活動等様々な交流の中で、人権の大切さを学ぶ関わりを持つことにより人権意識の高揚を図ることが継続的に必要である。	こどものひろばを通じ、子どもたちが学習習慣を身につけるとともに、集団遊びを通じ、人権の大切さを学ぶ関わりを持てるよう支援する。また各種自主サークルの活動支援を行い住民交流の拠点としてのコミュニティセンターの運営を行うとともに広く周知して行く。	改善	対象者や目的を明確にし、広く周知を行うことにより、利用者の増加を図ること。 既存事業の見直しや、新たなニーズを捉えた事業の刷新を行うこと。
12	住民情報システム事業	情報システム課	住民サービスに欠かせない住民記録、税、福祉関係システムの安定稼働と有効活用を図り、事務の効率化と住民サービスの向上を図る。 基幹系システムについては、おうみ自治体クラウド協議会（以下、「クラウド協議会」）での共同調達システムを利用することで経費の軽減が実現できた。	継続	基幹系システムについてはクラウド協議会での共同調達により大幅な経費軽減が実現できた。しかし、システムや情報技術は日々進歩するため、更なる効率化やサービス向上に向けた検討が必要である。	職員の事務効率向上のため、AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化）等の職員の事務作業軽減に繋がるツールの導入について検討する。	継続	

No	事業名	所属	事業概要	一次評価	課題	今後の取組	二次評価(案)	評価内容
13	マイナンバーカード(個人番号カード)の交付促進	市民課	マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、マイナンバーカードの交付を促進し、コンビニ等での証明書交付を推進するなど、マイナンバーカードの普及促進を図る。	継続	広報や窓口等での申請案内や、コンビニ交付の利便性をお知らせしているが、国が示すカード交付率の目標に達することは難しい。	引き続き窓口等でカードの交付申請の案内や利便性を伝えていく。	改善	国の事業等も活用し、更なる交付率の向上を図ること。
14	市民活動団体支援事業	市民サービスセンター	地域の活性化や地域課題の解決など、共通の目的を持った市民活動団体が、行政等と協働し、まちづくりを主体的に進められるように支援する。	継続	コロナ禍の現在、多くの団体が活動を制限されている。感染リスクの高い高齢者がコロナ禍の中で継続して活動を行うにはどうすればいいのか、活動の工夫と支援の方法を検討する必要がある。	各団体の実態と課題の把握、ネットワーキング、インターネットを活用した映像の配信やオンライン化による活動支援などで、市民活動拠点である市民サービスセンターの機能強化を図る。	改善	新たな支援の形を構築するとともに、新たな活動の創出を促す取組についても検討すること。
15	生活困窮者支援事業	市民生活相談課	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的困窮もしくは社会的孤立等により、生活困窮状態に陥っている人を対象に、市役所や地域の総合力で生活再建支援を行う。併せて市役所と関係機関等との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的に事業を実施する。	充実	急増する相談者に対応するため人員体制の強化が必要である。また複合化する事例に対応するための職員の専門知識の取得と対人支援スキルの向上が求められる。	職員の専門知識の取得と対人支援スキルの向上のため研修への参加を積極的に行うなど人材育成を図る。	継続	
16	コミュニティバス運行事業	協働推進課	交通の不便な地域に住む人に対して、移動手段を確保するため、自家用有償運送による野洲市コミュニティバスを適切に運行することにより、市民の通院や買い物などの日常生活を支援する。	継続	公共交通維持における持続性の確保及び利用者の利便性向上、地域に密着したきめ細やかなサービスの提供。民間の路線バス減便などに伴う市民の交通手段の確保。	令和3年度の業務委託契約更新に向けて、令和2年度中にプロポーザル方式による事業者選定にて、価格競争及び業務内容の改善を図る。民間の路線バス減便などに伴い、公共交通の空白地域が生じないようにコミュニティバスによる市民の交通手段の確保に努める。	継続	
17	災害に備えた各種計画・マニュアルの作成・修正	危機管理課	「野洲市国民保護計画」と「野洲市地域防災計画」を平成29年度に見直した成果を踏まえ、H30年度には、「野洲市業務継続計画」を策定し、その翌R1には、「野洲市防災初動マニュアル」を改訂した。この成果を踏まえて翌R2年度には、「野洲市災害時受援計画」の策定に取り組んでいる。同計画を推進し、職員一人ひとりの防災意識を高め、市の有する資源を有効に活用しながら、市民の生命と財産を守るよう公共サービスの質の向上を図る。	継続	取組みの方針や成果等について公表しているが、浸透しているとは言い難く、市民や職員に更に伝わるよう訓練等を継続して実施する必要がある。	災害対応に必要な各種計画等の策定及び改訂を行うとともに、計画、マニュアルに基づいた訓練を継続的に実施することで周知・浸透を図る。	継続	更なる周知・浸透を図るため、新たな手法についても検討すること。
18	福祉バス運行事業	社会福祉課	福祉関係団体の活動の推進のため、または市および付属機関が福祉の振興に資する事業を行うための移動手段として、福祉バス(リフト付きバス)の管理・運行を行う。	廃止	総務課が所管する大型バスと比較して稼働率が低く、リフト付きバス対応を必要とされる方の利用頻度も低い。利用者の多くは、高齢者サロン、庁内事業、幼保事業である。	福祉バス廃車に向けて、定員の関係から福祉バスを利用している団体や障がい者・児のニーズに応えられるような代替措置や総務課大型バスへの利用について利用規定を協議し、市民に向けて段階的な情報提供も行っていく。	廃止	
19	障がい者相談支援事業	障がい者自立支援課	障がい児、者が適切な支援や福祉サービスの利用により、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい児については「障害児支援利用援助」「継続障害児支援利用援助」を行い、障がい者には「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」を行う。	継続	計画相談支援事業所の事業所数・従事者の不足により、特に、精神に障がいのある人については、市保健師・精神保健福祉士の支援によるセルフプラン作成の状態が解消されていない。また、障がい児計画相談の需要も増加しているところである。	計画相談支援事業所職員の育成のために、継続した研修や情報提供、事業所間の関係づくりを行う。また、サービス利用計画が必要な利用者に対しても、障害福祉サービスに関する情報提供や相談支援の機会を提供する。	継続	事業所への支援等の取組により、相談支援体制の維持、充実を図ること。
20	早期療育通園事業「にこにこ教室」	発達支援センター	心身の発達に障がいまたはその疑いのある就学前の乳幼児とその保護者に対し、早期発見・早期対応により一人ひとりの発達に合わせた専門職による日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行い、将来自立した生活ができるよう支援する。	充実	早期療育事業のニーズは増加しているため、療育事業回数を増やすこと、中でも、園に行っていない1歳児、2歳児の在宅児の早期療育の効果を高める必要がある。	新発達支援センターの施設整備において、事業に必要な部屋の確保を行う。また、利用者が増加していくことが見込まれるが、指導員の計画的な人材育成と関係機関との連携が図れる体制を整える。	充実	
21	学童保育所運営費	こども課	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に対し、放課後などに安心・安全な居場所を提供するため、こどもの家において保育を実施する。	継続	待機児童なしでの運営が可能となっており、今後も、待機児童が生じないように、ニーズに応じた、体制の整備が必要である。	第二期子ども・子育て支援事業計画に沿って体制の整備に努める。	継続	
22	家庭児童相談事業	子育て家庭支援課	・児童虐待に関する相談をはじめ、育児不安等による児童の養育等に関する相談業務を行う。 ・児童虐待の発生予防のため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う。 ・発生時の迅速・的確な対応を行うために、関係機関との連絡調整、研修や広報活動を行い、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止を図る。 ・児童福祉法に定められた子ども家庭総合支援拠点の機能を設置するとともに、野洲市要保護児童対策地域協議会を運営し関係機関との連絡調整、要保護児童、要支援児童等への支援を行う。	継続	児童福祉法により市の体制強化が求められている。子ども家庭総合支援拠点の機能を設置したことにより、その運営について、健康推進課の母子保健担当と連携強化を更に図る必要がある。介入が難しいケースもあり、その支援のためのスキルアップが必要である。	要保護児童対策地域協議会を中心に子どもや家庭の支援、見守りを適切に実施する。健康推進課の母子保健担当との保健協議において、把握した要保護児童、要支援児童に対し、協働して支援していく。指導職からの指導、また職員が研修を受けることにより、職員の更なる資質向上を図る。	継続	

No	事業名	所属	事業概要	一次評価	課題	今後の取組	二次評価(案)	評価内容
23	地域子育て支援センター運営	野洲市子育て支援センター	住宅乳幼児を養育している母親や父親・祖父母等に対して、子育てに生かせる情報を発信し、野洲市で安心して楽しく子育てができるように支援する。 在宅の保護者が、子育ての悩みや不安を相談したり、地域や子育てにかかわるいろいろな人との出会いやつながりのきっかけをつくることで子育ての孤立化を防ぐ。	継続	子育てに困っている人、自ら発信できずにいる人をどのような形で見つけ拾い上げていくのが課題である。	子育て支援センターを利用したことがない人も多く存在すると思われる。その人たちが利用してみたいと思える施設づくりや条件づくりを整えていく。	改善	支援が必要な方にサービスが提供できるよう、周知方法を見直すとともに、他の部署との連携を強化すること。
24	福祉医療助成事業	保険年金課	乳幼児、小中学生、重度心身障害者(児)、母子家庭の母等及び児童、父子家庭の父等及び児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	継続	制度拡大とともに市民ニーズは今後も増加していくことが想定されるため、財源確保を含めた制度設計と事業継続が必要である。また、サービスの地域間格差が生じないようにして行く必要がある。	制度拡大・対象者に対応できる財源を確保するため、所得制限の設定・自己負担上限額の設定などの制度設計を行い、事業が持続できるように試算も継続して行う。 地域間格差が生じないようにする制度設計の実施主体は国・県の役割のため、働きかけを継続する。	継続	
25	介護認定審査会事務	高齢福祉課	介護保険制度における要介護認定を全国一律の基準に基づき、公平・公正に審査会を運営する。	継続	今後の申請者数の増加への対応が課題である。	調査方法、記録内容等について効率化を検討し、審査までに要する日数の現状を維持する。	継続	
26	生活支援体制整備事業	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる地域社会を目指し、地域が主体となって地域における日常生活上の多様な支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加及び地域づくりを推進する。	継続	住民主体の地域づくりの発展に向けて取り組んでいる事業であり、事業効果を一概に数値や視覚的には判断できず、長期的な視点を持って丁寧に事業を進めていく必要がある。ただ、第2層については社協委託しているため、事業の効率性については、検討していく必要がある。	今後も住民主体の地域づくりのため、社会福祉協議会と情報共有および連携しながら、互助の仕組みづくりの一環として「地域診断法を活用した地域づくり」事業を各学区ごとに継続的に取り組んでいく。	改善	地域住民が主体となった活動が創出されるよう、取組みの手法等について見直しを行うこと。
27	母子保健事業	健康推進課	母子保健法に基づき、各種健診、相談、教育、訪問等、妊娠・出産・育児に至る一貫した保健サービスを実施する。	継続	乳幼児の健康の保持増進のため、健診による発育・発達の育ちの確認、疾病や異常の早期発見のため受診率の向上を目指す。安心して安定した周産期を過ごすため、健康管理がより重要な妊娠期の健診や相談、出産・産後の支援、また、赤ちゃん訪問等の実施により、産後うつへの対応や子どもの健やかな成長を支援する必要がある。	乳幼児健診等の母子保健事業を通して、子どもの発育・発達を保障し、安心して子育てができるための相談・教育・訪問できる体制を継続する。また、ハイリスク妊産婦の支援や、虐待につながる不適切な養育環境にならないよう支援機関(幼保園・家児相や発達支援センター、医療機関等)との連携がスピーディーにできるよう情報共有に努める。	継続	
28	野洲川河川公園管理運営事業	都市計画課	野洲川河川公園の維持管理および運営を外部委託することで、コスト削減とサービス向上を図る。	充実	指定管理者は市外からの利用やスポーツ大会の誘致など集客に努力している。しかし、開園後30年を経過し、管理事務所および公園施設の老朽化も進み大規模な改修を検討する時期に差し掛かっていることから、今年度策定予定のみどりの基本計画において代替の都市公園の検討を行う必要がある。	利用者が安全で快適に利用できるよう、今年度策定予定のみどりの基本計画において代替となる都市公園及び公園施設の移行等について検討する。	継続	みどりの基本計画の策定における議論を踏まえ、河川公園の今後のあり方を明確にすること。
29	永原第2団地建替事業	住宅課	野洲市営住宅ストック(7団地・17棟・309戸)の適正なマネジメントを実施するため、平成29年度に作成した「野洲市営住宅長寿命化計画」に基づき、定期的な点検及び早期の修繕、改善によるライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図る。 このことから、昭和40年に建設された永原第2団地(4棟)について、建替え事業を実施する。	継続	永原第2団地の建替事業における建築戸数は72戸から77戸に増やす計画となっておりますが、人口減少社会の中において必要戸数について再度検討し見直す必要がある。	当該団地において、4棟ある建物を3棟に集約する計画となっており、基本計画に基づき順次建替を実施する。	継続	LCCを考慮し、将来の必要規模を見据えた事業とすること。
30	道路橋梁長寿命化修繕事業	道路河川課	道路法改正による5年ごとの法定点検を平成27年から行い、橋梁323橋と大型カルバート3か所の点検を平成30年度までに終え、令和元年度には点検結果に基づく橋梁長寿命化修繕計画を策定した。令和元年度から判定Ⅲ(早期措置段階)となる橋梁の設計を行い、修繕工事を順次実施している。令和元年度からは2巡目の法定点検を実施している。このことにより、道路の安全性の向上を図る。	改善	国の制度に基づき、橋梁と大型カルバートの法定点検を5年サイクルで実施しているが、点検結果の内容や箇所数により、修繕設計と修繕工事に時間を要し、点検から5年以内にすべきⅢ判定(早期措置段階)の橋梁修繕完了に遅れが生じる。	今後、橋梁の老朽化により判定Ⅲ(早期措置段階)の修繕箇所が増えるので、判定Ⅱ(予防保全段階)の橋梁についても予防修繕を実施していく。	継続	効率的な点検と修繕が実施できる手法を検討すること。
31	一般廃棄物処理事業	環境課	市内の家庭及び事業所から発生するごみについて、指定のごみ袋等の作成や委託業者による収集運搬等を行うとともに、適正かつ効率的に処理するための施策の検討を行う。	継続	環境問題に対処するための重要な施策であり継続が必要であるが、排出量の抑制や資源化率の向上が必要である。	課題解決に向け、市民や事業者の更なる理解と協力が得られるよう図っていく。	改善	ごみの減量や資源化の推進について、市民への更なる働きかけ等、新たな取組を行うこと。
32	クリーンセンター運営事業	野洲クリーンセンター	市内から発生するごみについて、熱回収施設において燃えるごみを、リサイクルセンターにおいて燃えないごみ、粗大ごみ、ペットボトルを適正に処理し、資源物のリサイクルを行なう。	継続	運営事業者のばいじん処理物のダイオキシン類において、清掃灰の取り扱いについてマニュアルを徹底し、安全安心の施設となるよう充実を図る必要がある。	運営事業者にマニュアルの徹底を指示し、運営モニタリングを実施していく。同時に環境モニタリングを通じて、安全安心いただくよう地元住民や市民に環境対策の取り組みを周知していく。	継続	適正な処理が行われるよう管理を徹底すること。

No	事業名	所属	事業概要	一次評価	課題	今後の取組	二次評価(案)	評価内容
33	経営基盤強化促進事業	農林水産課	農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じた農地の集積・集約や、集落営農組織や家族経営体の法人化などを推進するほか、今後の担い手となる認定農業者の育成、新規就農者への技術支援をはじめとした相談など、様々な取り組みを行う。	改善	農業者の高齢化、後継者不足による労働力の不足 農業に対する魅力の低下、市民の農地に対する関わりが希薄になっている。	AIやIoTを活用した農業の推進 集落を超えた農業組合の連携の推進 経営の法人化の推進（相談業務） 農業の魅力の情報発信（広報活動、体験農業、市民農園、園芸講座等）	改善	成果に繋がる新たな取組みを進めること。
34	花火大会開催事業	商工観光課	花火大会を、野洲市の夏の風物詩として定着させ、市民が楽しめるイベントとして開催する。	継続	年々来場者が増加しており、交通警備の体制強化、シャトルバスの増便、駐車場の確保、トイレの不足などに課題がある。	来場者の多さに対応するため、開催方法や警備体制の見直しを行い、安全に開催するとともに、より効率的な運営方法を検討する。	継続	
35	水源地施設更新事業	上下水道課	水源地施設を更新整備することにより、自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図る。	継続	安全・安心な水道水を市民に供給するためには、必要不可欠な事業であるが、多大な事業費用が必要であり、国費等財源の確保が課題。	国費等財源を確保すると共に、膜ろ過装置設置工事のうち、停電対策としての自家発電設備工事は配水池に貯水機能があることから実施しないことにした。	継続	
36	会計事務の適正な進行管理	会計課	会計事務の収入、調定、更正、支出、還付等、会計事務に係る処理を適正に管理し、完了させる。また、資金計画に基づき、適正な資金需要の把握に努める。	改善	円滑な会計処理を心がけているが、さらに事務の効率化・執行上の工夫が必要である。	スムーズな伝票処理、会計処理ができるよう予算執行説明会や掲示板等において周知を行い、適正な伝票処理、会計処理の徹底を図る。	改善	事務を効率化できる手法等について検討し、改善を進めること。
37	中学校施設整備事業	教育総務課	今後の中学校施設の適正な維持管理及び長寿命化を図るため、「野洲市小中学校施設保全計画」に基づき国の交付金事業採択の措置を進めるとともに、本市の財政状況を見極めた上で事業化を決定し、順次、老朽化対策を必要とする各中学校施設における大規模改修等の工事を実施する。	継続	施設の維持管理及び大規模改修には多額の予算が必要となるため、計画に従い年次的に進めていく必要がある。また、状況の変化に応じ随時計画の見直しが必要。	小中学校施設保全計画に基づき、計画通りに業務を執行する。 また、進捗状況に応じ計画の見直しを行う。	継続	
38	特別支援教育の充実	学校教育課	特別な教育的支援を必要とする子どもたちが、社会的に自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、学習や生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導および支援を行う。	継続	①特別支援学級の増加→教室数、設備面の増加 ②通常の学級における支援必要児童生徒数の増加→支援員要請数の増加	①保護者の入級希望もあり一律に減らしていくことは難しいが、適正な就学指導によって、入級対象を絞っていく必要がある。 ②教室には一定数の支援を必要としている児童生徒がいることを踏まえて、教員の指導、支援スキルを向上させていく。	継続	
39	給食提供業務（調理・配送等）	野洲市学校給食センター	適切な栄養の摂取による健康の保持増進等をはじめとした、学校給食法に基づく目標を達成するため、児童生徒等に対して給食を提供します。	継続	給食（全部）停止を伴うトラブルを未然に防ぐことが課題である。	マニュアルを遵守し安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、常に業務を見直し必要に応じてマニュアルを改訂する。	継続	
40	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催	生涯学習スポーツ課	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を意義ある大会として、県民はもとより、本市で開催される競技種目の準備・運営に関わるすべての関係者が大会の方向性や目標をしっかりと共有し、一丸となって取組を進める。 また、本市で開催する正式競技、公開競技などを、大会開催後も、わが市のスポーツとして定着させ、競技団体等と協力・連携し、スポーツの普及と発展並びに市民の健康増進と体力向上の推進を図る。	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止により、2023年以降の後催県が繰下げとなり、滋賀県は令和7年（2025年）開催となった。2024年大会を目指し選手強化に取組んできたターゲットについては、少年の部への出場機会が断たれることになる。本市におけるこの対象者への支援を滋賀県と共に検討する必要がある。また、新たなターゲットの強化支援を行う必要がある。	各競技団体や国・県等との連携と調整 大会準備委員会の立ち上げ 大会会場の整備	継続	
41	総合体育館管理運営事業	スポーツ施設管理室	総合体育館を、安心・安全な施設として有効活用されるよう管理運営し、スポーツ振興の拠点として、市民の健康体力づくりの場を提供する。また、競技スポーツの会場としての利用を通じてスポーツ振興を図る。	継続	既に多くの利用があり稼働率も高い中でも、稼働の低い時間帯の有効活用を図る必要がある。 施設の老朽化や時代にそぐわない設備もあることから、多様なニーズにあった施設への改修が必要である。	市民に安心・安全で誰もが快適に施設を利用いただくために、改修・整備を行う。 施設が更に有効に活用できるように、大規模改修を機会に利用区分や使用料の見直しを検討する。	継続	
42	図書整備事業	野洲図書館	新鮮で多様な資料を購入し適正な図書館の蔵書構築を行い、必要な場合には図書館間の相互貸借等も利用しながら、市民が必要とする資料と情報の提供を行う。	継続	市民が必要とする資料・情報を提供するためには図書館利用を伸ばす必要がある。図書館サービスを知らない人への周知が不十分。車での来館ができない人、障がい者、高齢者、子ども等は来館が困難。また、子ども読書活動推進のためには関係する部署が協力して取組をする必要がある。	図書館の利用を促すため市民が必要とする資料・情報を整備する。利用していない市民へのPR。本館、分館への来館が困難な人が何らかの形で利用できる取組み。図書館来館以外の方法（団体貸出等）での子ども読書活動支援のためのさらなる取組み。	継続	
43	受託発掘調査事業	文化財保護課	民間開発に伴い、本発掘調査を行う。発掘調査により記録保存を図り、成果は報告書にとりまとめ、地域史の解明や復元を行う。出土文化財は博物館などで公開活用する。	継続	埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の把握につとめ、計画的に調査を実施する必要がある。	大規模開発は、早期に開発事業者と事前協議を行い、協力を求めていく。	継続	
44	博物館企画展等開催事業	歴史民俗博物館	野洲市の歴史と民俗に関わる文化遺産を企画展等にて紹介し、地域の歴史を発信して広める。	継続	銅鐸博物館は市民が地域の歴史や文化に興味を持ってもらう学習の場となっており、魅力ある企画展等を通して、地域の歴史を発信するとともに、地域資料の保存・公開の場所としての役割を果たしていかなければならない。	ニーズを的確に見極めながら魅力ある企画展を開催していくとともに、地域に関する資料の保存・公開を今後も継続して実施する。	改善	観光関係団体等と連携し、観光資源としての活用を充実させる等、入館者数を増やす工夫をすること。